

●1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行●

ISSN 0911-9396

関西労災職業病

関西労働者安全センター

1993.9.10発行〈通巻第221号〉200円

〒540 大阪市中央区森ノ宮中央1丁目10番16号601号室
TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528
郵便振替111番 大阪 6-315742
大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284



目 次

● 関西労働者安全センター20周年
記念シンポジウムへ参加を

1

● 10/7針灸裁判証人尋問に結集を
10/7回医療講座(10/16)の立案内

4

● 腰痛予防ベルト

5

● 外国人「ビザ」法律人権電話相談開かれる

7

● 前線から(ニュース)

8

● 外国人労働者の労災

10

● 実践・労災保険

11

関西労働者安全センター発足20周年 記念シンポジウム

労働安全衛生運動の 未来を語る

「安全第一」の標語は労働者を災害から守り得たか。

尽きることのない労働安全衛生法違反の実態と

精神主義の安全衛生対策を打ち破る、

労働安全衛生運動の未来を語る。

パネラー

天明佳臣

井上 浩

(司会)車谷典男

(労住医連議長・神奈川労働者医療生協港町診療所長)

(元労働基準監督署長・全国安全センター副議長)

(奈良県立医大公衆衛生学教室講師)

10月2日(土)午後3時~5時半

於 PLP会館

(JR天満、地下鉄堺筋線扇町下車徒歩3分)

これからの労働安全衛生運動は
かにあるべきか?

安全センター20周年記念

シンポジウムに参加を!

一九七三年九月に京都大学で開催された「安全センターをめざす反公害・労災・職業病闘争討論集会」において設立が確認されて以来、当関西労働者安全センターは今年で二〇周年を迎えます。

労働運動の最も基本的な課題の一つでありながら、ともすれば單なる地味な「テーマとして扱われがちな、労働者のいのちと健康を守る運動の重要性」を訴え続け、ささやかながらも活動を積み重ねてまいりました。

この二〇周年を記念して、これまでご指導あるいはご協力いただいた方々、いま活動に情熱をそそぐ労働組合活動家、専門家の方々とともに、労働安全衛生運動の未来を語り合う、標記の記念企画を行います。

一九七二年の労働安全衛生法制定か

ら二十有余年を経ますが、中小零細事業場をはじめとしてその法違反は後を絶たず、今なお多くの労働者がその貴重ないのちと健康を失っています。「安全第一」といった標語に特徴づけられるような非常に精神主義的な安全衛生対策の一つの結果ともいえるのではないか。

現在の目まぐるしい技術革新、労働管理強化の中で、既成の法律や規則を守るだけでは労働者の健康は守れません。確かに、劣悪な労働条件の下で働く労働者にとっては、最低限の労働環境をかちとることが最優先の課題であり、そうした職場が、実際に少なからず残されている一方で、行政サイドからは、昨年の労働安全衛生法改定で「快適職場形成の促進」がうたわれるなど、労働者の健康管理をも含めた構想が次々に打ち出されていきます。では、私たちは、それぞれの職場において、どのような発想や方法で健康に働く職場を築いていったらよいのでしょうか。

か。

当日には、パネリストに、労働者住民医療連絡会議議長の天明佳臣氏と、労働基準監督署長などを歴任、現在全国家安全センター副議長の井上浩氏を迎えます。お二人それぞれの立場での労働者をあるいは労働者の健康を守る長

年の活動をふまえたディスカッションに、司会には労働衛生を研究されている車谷典男氏を交えて、これから労働者のイニシアチブによる労働者のいのちと健康を守る運動の展望を語り合う場にしたいと考えています。奮ってご参加下さい。

天明佳臣 氏

現在神奈川労働者医療生協港町診療所所長。労働者住民医療連絡会議議長も務める。出稼ぎ労働者の健康問題や、神奈川での港湾・造船労働者などの労災職業病問題に取り組む。

最近では外国人労働者医療も。

井上 浩 氏

一九四八年労働基準監督官に。以後、監督、安全衛生、労災保険の各業務を担当、労働基準監督署長などを歴

任。一九七八年退職。一九九一年全

串谷典男 氏

奈良県立医大公衆衛生学講師。山林日記」など。現在『安全センター情報』に「監督官労災日記」を連載中。

労働者の振動障害、騒音性難聴、学校給食調理員や保母の頸肩腕障害、腰痛の調査研究に携わる。

宇土博医師証人尋問に結集を!

10／7（木）午後一時半～ 大阪高裁83号法廷

針治療を実践

前回の控訴審法廷で証人採用が決定した、原告側申請の宇土医師の証人尋問が行われる。

現場をよく知る専門家

宇土医師は、広島大学公衆衛生学教室の講師で、安全衛生、労災職業病について学生を教育指導しておられる。同時に、一九七九年に職業病を中心とするクリニックを開業し、多くの頸肩腕障害・腰痛患者の治療にあたってこられた。単に来た患者に治療を施すだけなく、労災職業病の原因である職場対策を会社に行わせることを重要視していることだ。

宇土医師は腰痛予防ベルトの考案者であり、日新製鋼の現場にも導入。環境対策とあいまって、腰痛者・休業者が多発していた庄延ロールの組み替えクリニックでは当初から針治療を探

用し、先生ご自身で施術を行つておられ、針灸の職業性頸肩腕障害・腰痛に対する効果について証言するにはまさにうつつけの証人といえる。

控訴審最大の山場

今回の証人尋問で一気に控訴審は山場をむかえる。
針灸治療の効果への「いやもんつけ」や職業性頸肩腕障害・腰痛患者への偏見から、原告を敗訴させた大阪地裁判決が粉砕されるのかどうか、宇土証言の行方が極めて注目される。

是非とも、多くの会員、購読者の皆さんの傍聴を訴える次第です。

（大阪高裁は大阪地下鉄淀屋橋駅から北へ徒歩五分。）

作業現場で腰痛発生を大幅に減少させることに成功している。

また、一方で最近、パイロットが販売しボーラーペン業界では三色ボーラーペン以来久々の大ヒットといわれている「Dr GRIP」の元となつた頸肩腕障害防止ボールペンの考案者でもある。アイデアマン、というよりも現場サイドに立つた実践派だ。

現在、日本産業衛生学会の評議員であり、学会が認定する産業医専門医の指導医でもある。

医療講座（第2回）のご案内

地域医療

日本の民主的医療機関の到達した水準

講師 田島隆興（整形外科医師）

10/16（土）午後2時～5時

尼崎労働福祉会館

（参加費）500円

主催 関西労働者安全センター 現在の医療機関の役割を考える会

秋空の下、みなさまにおかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

さる八月二一日に五島正規先生をお招きして開きました第一回医療講座「医療法改定と医療状況」には一〇〇名以上の方々のご参加をいただき、盛会のうちに終えることができました。たいへん心強くまた関心の広かりと深さを感じております。

五島先生は「医療法の改定の背景には、総医療費が二兆円となり国家予算七三兆円に対して大変高額になつてきており、今後健康保険や税金で負担していくのかどうか」ということがある。

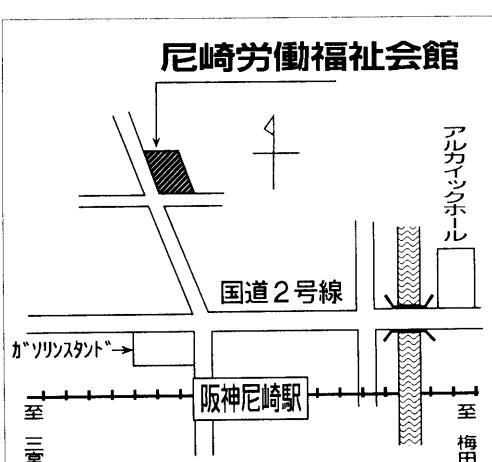
日本は急速に高齢化社会に入ってきており、高齢者に対する介護、福祉の社会的システムを持ち合わせてしないことから、老人保健施設、デイケア、訪問看護など必要なケアを福祉制度としてするのではなく医療機関がやることになってしまっている。老人病院に入院している患者さんの約七割は社会的入院であるといわれる状況がある。

そうなると財源としては健康保険制度だけではどうていもたないという状況が生まれてきている。一方、個別医療機関に対しては厳しい抑制策がとられ、赤字経営が増えるといふところがおこつてお

り、こうした中で医療をどうするのかが今問われている」と話されました。最後にわれわれが目指す地域医療は高齢者の問題

といふ狭い領域でとらえるのではなく職域医療を含めて視野に入れるべきだという指摘がありました。

今後の医療のあり方は私たちの社会がどうあるべきなのかという課題と深くかわっており、政治的領域をもにらみながら、更に豊富な実践を積み重ねていくことが必要ではないかと思ひます。さて第二回医療講座は表記のテーマで田島隆興医師の講演を提起として討論したいと思ひます。多数のご参加をお願い致します。



腰痛予防ベルト

すり上がり防止のための改良版である 清掃職場での利用も

／作業・環境対策とあわせてご利用を／

腰痛予防ベルトの原理は、幅広のベ

ルトを腰部の骨盤位置に巻くように装着することで、たとえば重たいものを持ったときに下腹部にかかる圧力を、

腹筋を補助する形で強力に支え、腰椎にかかる「大きな力」を分散させよう

というものの、

これによつて腰部の負担を約三〇%軽減できるといわれており、腰痛を改善・予防する効果がある。しかも、腰椎コルセットのように腰部を固定しないので、たいして可動制限もなく、腹筋や背筋の筋力低下をきたすことがない。

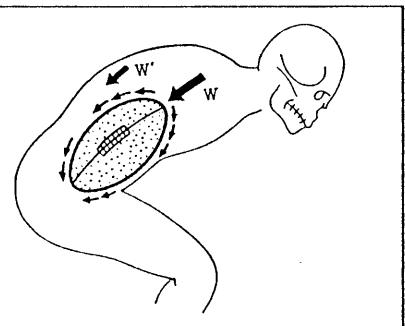


図 腹腔内圧と荷重の支持の問題

腹腔内圧が高まり、腹壁の筋が十分固く緊張収縮できれば、かなりの荷重(W)を支えることが可能となり、腰椎自体にかかる力(W')を節約することになる。

ついてこう述べている。

「腰痛で労災認定を受けた患者に運動療法を勧めたところ、広島市立のスポーツセンターでバーベルで訓練をしているとの話。腰痛の運動療法としては問題があるので別 の方法を考えるよう

に話したところ『ベルトをして運動するため腰の負担はあまりない』ということでした。重量挙げ選手の腹帯のサイズで腰の負担が軽減するのであれば、従来のコルセットのような可動制限がないため作業の遂行に支障がないかと考えた。」

ということは、相撲取りのマワシも同様の効果があるのでなかろうか。

ぎっくり腰を予防

現実に職場で使用して効果があるのか。安全センターでは、全港湾大阪米穀運送分会での装着調査に協力し効果を確認、ベルトの取扱をはじめた。

米運の調査は、ベルト装着者と非装着者各三〇名程度を設定、半年間の追跡をした。この調査では腰痛改善効果などが確認された。なかでも、非装着グループでは五名の急性腰部ネンザ(ぎっくり腰)が出た一方(うち休業者四名)、装着グループでは発症者ゼロだ。

(広島・友和クリニック)はその契機にこのベルトを考案した宇土博医師

つたことが印象的だった。

その後今までに各労働組合の協力

によって、港湾、金属、給食調理などの職場でも使用されてきている。松浦診療所や当センターで作成したり購入した方は、現在までに一〇〇名を超えている。

現に腰痛で治療中、または治療をする方には保険適用も可能で、関西では松浦診療所、玉川診療所、阪神医療生協診療所で取り扱っている。

ずり上がり防止に改良版

腰痛対策の基本は、作業方法、環境の改善が第一であることはいうまでもないが、こうした対策が取りにくい場合にこのベルトが役に立つ。

効果に関する調査は、米運調査の他に郵便輸送や大型起重機運転などの職場で行われ同様な結果を得ている。

しかし、効果がある一方で、場合によつて改良が必要であることがわかつってきた。(もちろん従来のタイプで何の

支障もない場合が多いのだが。)

その一つは、「ずり上がり」の

問題だ。ベルトの上端が骨盤の上端にくるように装着するのだが、作業形態や骨盤の形状によつてずり上がりが気になる場合がある。

最近の某病院の看護婦さんた

ちを対象にしたあるアンケート調査で

も、ベルトによって腰への負担は減少する反面、使用中のずり上がりを指摘する声が多くみられている。頻繁に深い前屈姿勢をとること、女性なのでベルトの下に滑りやすいスリップを着ること、骨盤の形状が男性と違つて低くて広いことが原因と考えられる。

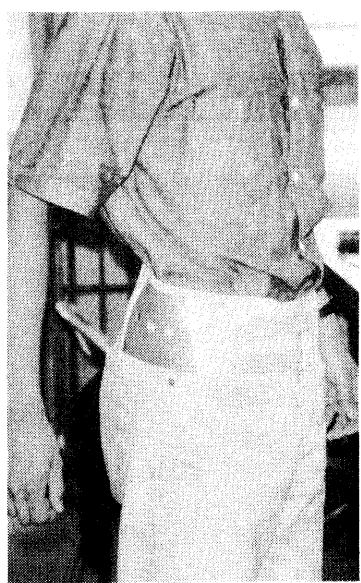
つた。

清掃職場でも

摂津市職では安全衛生委員会で当局に対して腰痛予防ベルトの利用を要求し、最近、環境センターで試用がはじまつた。腰痛者を中心に収集、運転、事務の各職種で装着しその状況をみて今後の利用拡大を図りたいとしている。

また、運転や事務作業では座り姿勢が多く、その際、足の付け根でのベルトの「つかえ」が気になる場合がある。

そこで、「つかえる」部分を少しきり抜



外国人「ビザ」電話相談開設

婚姻・出産・家族と在留資格に相談集中

大阪労働者弁護団・大阪社会文化法律センター

大阪労働者弁護団と大阪社会文化法律センターの主催、RINKの後援で、九月三日から五日まで、外国人のための「ビザ」電話相談が開設された。韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ペルシャ語など七ヶ国語の通訳延べ三七名の協力を得て、弁護士が答える形式で行われた。

三日間の電話件数は予想より大幅に多い一二七件。日本で生活する上で外国人の突き当たる問題やトラブルのうち、特に今回は電話相談のテーマを「ビザ」(在留資格)に選んだが、実際にあつた相談内容を見ると、今回のテーマ設定は的中したようだ。

在留資格に関する相談、中でも、離婚・再婚、あるいは出産など婚姻や家族に関する相談が多く、そのような場

合の在留資格(特別在留許可)を得られる見込みや処罰を受ける可能性はどうかといった内容に及んでいた。

この結果からいえるのは、外国人が日本に一時的に滞在しているということよりは、むしろ日本への定着が進んでいるということだ。また、相談件数は予想を大幅に上回ったのは、マスコミの宣伝にもよるところも大きいだろうが、この問題への外国人の関心や情報の必要性が高いことも示しているのではないかと思う。

日本人や日本語での相談が多く、言語によっては通訳に肩透かしを食らわせた格好となつたが、逆にいうと、そのような言語を使う人達には今回の企画が知られなかつた可能性が高いともいえる。例えば、タイ人女性を中心

劣悪な条件で働くされたり、売春を強要されたりしていることは広くマスコミでも報道されるところであるが、タイ人からの電話はなかつた。本当に情報が必要としている、権利を救済されるべき人達に、どのように情報を伝えたらよいのかは、今後の課題として残された。

また、今回の電話相談を担当した弁護士は延べ二三名と幅広い協力を得たが、今後、弁護士、通訳、ボランティアのレベルアップを期して、学習会の開催やQ&A的なりーフの発行などが必要だと、大阪労働者弁護団では指摘している。



前線から

大阪

断熱工のアスベスト肺・肺ガン死亡で 遺族補償請求へ

元請け会社の責任は?

昭和一三年から四八年までの二五年間にわたって、断熱工事一筋で生きてきたFさんは、昨

年の春からじん肺のため労災保険給付を受給し療養中であつたが、今年になつて肺ガンを併発していることが判明、七月末に治療のかいなく六三歳の若さでお亡くなりになつた。

Fさんは、発電所や重化学工業のコンピューター、造船所などを、大阪パッキング、明星工業の下請の断熱工として渡り歩いた。その間、マスクなどの粉じん対策は望むべくもなく、一下請作業員として炉内、船内じん作業はほとんどアスペなど狭く通気性の悪い作業

場所でアスベストにまみれて作業し続けたといふ。しかしFさんは、法律上は末端の下請会社の労災保険適用となり、本来

安全衛生対策を講じるべきであるたとえられる断熱専門の元請け会社については、補償上の関連は無くなつてゐる。この点極めて問題が多いといえよう。

大阪

大阪労基局交渉

全港湾関西地本

九月十四日全港湾関西地

交渉を行つた。

本は、昨年改定された労働安全衛生法の快適職場形成促進事業と、化学物質等データシートについての指針に関し、大阪労働基準局と

快適職場と化学物質データシートで

つており、とりわけ港湾荷役や運輸関係などの中小の事業場については申請 자체が困難な仕組みとなつている。この日の交渉では、特に安全衛生対策で遅れをとつているこうした事業場にこそ施策がいかされるようすべきと要求した。

化学物質のデータシート

は義務づけられたものの、コンテナの輸送に携わる場合、もともと二重梱包であるとして、義務付け対象から省かれるという問題がある。現実にはコンテナ車が道路上で事故にあつた場合、その内容物が何であるかが運転手にも知らされていないため、災害が波及することになりかねない。この点について善処を求めた。

職場の安全衛生対策の積極的展開の観点から、こつ

あり、今後が期待される。

した労働行政交渉は重要で、に参加者は驚いた。車掌業務に携わる方からも報告があり、大阪環状線をはじめとするアーバンネットワー

東南「JRの職場報告・労災は今」

東南労災職業病交流会

労災交流会の世話人会で当面は職場報告を継続的

八月一〇日、東南労災交流会第三回世話人会が「JRの職場報告・労災は今」をテーマにして行われた。

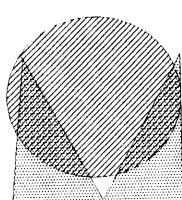
は当面は職場報告を継続的に行つていく予定。関心を持たれる皆さんも気軽に参加してほしい。

国鉄分割民営化直後の八七年に腰痛を発症し、労災認定を聞いた取ったO君が報告した。認定闘争の過程で、JRが労災申請に非協力的だつたばかりか、ボーナス、査定への影響をちらつかせながら申請をあきらめさせようとする、典型的な労災

かくしの企てが報告された。また、JRの資料を見ると、JRの労災による死傷者は減少傾向にあるが、請負作業員についてはむしろ増加傾向にあることが明らかにされた。

更に、最近起こつた保線作業員の死傷事故が取り上げられ、事故防止策も十分でなく、事前の指示とは違う線路に入つてきた車両にひかれたものだということ

に参加者は驚いた。車掌業務に携わる方からも報告があり、大阪環状線をはじめとするアーバンネットワークでの、生理的行為を行うこともできないようなダイヤの過密ぶりが指摘された。



秋闘討論集会 安全衛生で

大阪 経験交流

金属機械大阪地本

金属機械大阪地本は九月一六日秋闘討論集会を開催、安全衛生・労災職業病の分科会も行われ、安全センターから片岡が助言者として参加した。

分科会では、城島総務部長から地本が行つた労災発生状況アンケート調査の報告が行われた。安全センターカラは、これまで参加した地協安全パトロールの経験の中で気がついた、職場点検の際留意すべき点について報告を行つた。

特に騒音障害（難聴）防止については、職場によつ

て耳栓装着率に大きな差があるなどの問題点があるのを解説するとともに、昨年新たに労働省から出されている騒音障害防止ガイドラインについて報告した。

討論の中では、職場の腰痛者対策や禁煙問題などいろいろな問題が出され意見交換が行われた。安全パトロールもそうだが、このよううに互いに問題を出し合う機会は大切だ。

安全センターでは、労災問題を契機に外国人労働者の医療・健康問題に取り組んできた。

九一年の厚生省が出した生活保護医療扶助の不準用通知以降、外国人労働者の医療は重大な人権問題となつてゐる。十分なお金を持つてない場合、治療費を払えないために治療を受けられず、症状が悪化してしまう、あるいは医療費の取扱いを恐れて医療機関が治療を拒否するといったことは現実に起こつている。

生野

外国人労働者医療 取り組み始める

菜の花診療所

こうした事態に対し、神奈川の港町診療所や東京のひまわり診療所などでは、外国人労働者の医療互助会を創設したり、実費診療に

よりつて経済的負担を軽くしたりといつた方法で解決への糸口を模索している。RINKEでも、さきごろ神奈川港町診療所の早川さんを招いて集会を開催したところだ。

菜の花診療所でも、開院当初より外国人労働者を受け入れ実費診療を行つてきただが、他の支援団体と協調してより積極的に受け入れ

始めた。

これまで薬の花診療所に来院した外国人労働者は十名。うちカトリック教会「平和の手」からの紹介が三名（ペルー人）、アジア・シフレンドからが三名（タイ人）、アジアハウスからが一名（スリランカ）などである。健康保険の継続、高額な精密検査の必要、手術を含めた治療の必要、あるいは労災保険の適用など、それぞれが複雑な問題を抱えている実態が私たちの目に見える。幸いなことに、「平和の手」やアジア・シフレンドのメンバーが通訳として同行してくれている。今後はそうした支援組織の求心力を高めるためにも、「行旅病法」の活用などの実質的なことがいったものを重視して

治療を担保できるような体制づくり、協力してくれる通訳者、医療専門職の開拓などを意識的に追求していくべきだ。

泉州 安全衛生講座開催 より積極的安全衛生対策を目指して

泉州労連

泉州労連は、毎年開催している組合員対象の安全衛

生講座を今年も開催した。

今年の内容は、職場の具

的的な安全衛生活動の実践に役立つように、安全パトロールの具体的なチェックボ

イントをどう設定するべき方と、昨年に法改定内容、

労働安全衛生法を活用した安全衛生対策の基本的考え方

とくに快適職場形成についての解説を中心とした講義を行った。

泉州労連の各職場では、職

場安全衛生委員会によるパトロールの実施など先進的な事例も多く、腰痛対策など共通の課題での討論が活発に行われた。しかしながら一方で未だ安全衛生委員会が設置されていなかつたり、あってもほとんど開店休業状態が続いているような職場もみられ、今後の活動が期待されている。

九月二一八日には、VDT作業や騒音職場などの具体的対策について、環境監視研究所より講師を招き、さらに具体的な討論を行う予定である。

母指切断事故で損害賠償

「お払い箱」になつたイラン人労働者

となりの工場はちょうど休憩時間のようだつた。働いていた工場を數ヵ月ぶりに訪れたサイード君は、以前よく話し合つたとなりの工場で働いているイラン人の青年と「久しぶり」というように挨拶を交わした。その建材製造会社は、国道から百メートルほど外れた田んぼの中にあつた。一角は小さな工場がならんで建つていて、そのうちいくつかのいかにも人手不足に悩んでいそうな工場で、イラン人労働者が何人が働いているという。この日サイード君は、左手親指の切斷事故について労働組合とともに団体交渉をするためにやつてきたのだ。

やつと働き先をみつけた！

サイード君は、イランから香港を経由してキャセイ・パシフィックの飛行機で、九一年の十一月に成田に降り立つた。無事に「短期滞在」の資格で入国

「斎藤和也」である。

それでも仕事はたくさんあるし、言葉は通じないものの、まわりの日本人労働者は親切だし、ときどきは同じようないranから働きにきているとなりの工場の仲間とペルシャ語で話すことができる。まあまあうまくいっていた。ところがそういう日本での生活が、八月四日を境に暗転することになった。

給料は時間給一二五〇円で、仕事も

たくさんあつてそれなりに恵まれた条件だと思った。ただ社長は、雇うにあたつていくつかの条件をつけた。それは、もし怪我や病気になつたときに必要な治療代などは自分でまかなうこと、自分の部屋には社長に無断でイラン人の友達を入れないことというものであった。会社は資格外であるサイードを雇つていることがばれるのを恐れ、そういう条件をつけたのだった。だから、一二五〇円の賃金のうちいくらかは「いざというときの貯金」として、社長が天引きし、銀行に預金していた。名義は社長が彼につけた日本名

労災事故と警察の察知でお払い箱

署にイラン人が工場にいることが知られるところとなる。

社長に、「」のままいたら捕まる。一週間ぐらいどこかに行つとけ。」と言わ

四日の午前いつものように作業中、機械の調子が悪くなつたので、手作業をしていたところ、誤つて刃付部分に左手を入れてしまい親指を切断してしまつたのだ。車で近くの外科医院に連れていつてもらい治療を受け、翌日から通院生活が始まつたが、社長は「もしも」のときの約束を実行した。休んでいる間は何の補償もない。収入が途絶えてこまつたサイード君は、お盆あけの十七日には怪我をした左手をゴムバンドでつり下げる右手で仕事を開始した。

そういう状態で仕事をしながら病院へ行くときは職場の日本人労働者についていってもらつていたが、九月末にもう通院しなくていいということになつた。しかし、本当は左手の患部が何かに触つたとき痺れるような痛みが残つていたのだった。やがて十一月になつて、ひょんなことから近くの警察

たわけだから、労働安全衛生法違反の事実、残業割増賃金の支払をしていなかつたことなど幾つかの法違反について会社は是正指導を受けることとなつた。

手術後の経過は順調で、三月には通院も終えることになり、障害等級十級の決定を受け障害補償給付も受けることができた。しかし彼の使つていた機械には、刃付部分のカバーがなく、そのことが原因で災害にあったのは明らかだつた。ユニオンでは、会社の民事上の責任も追及し、上積み補償についても勝ち取ることができた。

労災補償を受給するまでのサイードの生活は困難を極めたものだつた。何とか仕事にありついている友人のアパートに転がり込んだが、やがて友人の会社の社長に追い出される。仕方がないので公園で野宿すると、酔っぱらいに足蹴りにされるということもあつた。「不法」だからというので、追っ払われるだけという国は人権先進国でないことだけは確かだ。

調査を行い、労災隠しの事実が発覚し

実践・労災保険

(第八回)

障害補償給付

の補償をすることになる。これを障害補償という。一般に言われる後遺症に対する補償である。

障害等級と年金制度

障害補償給付（障害給付）

障害補償は、その程度が一定以上

は詳しく述べないが、他の社会保障制度による障害等級、例えば厚生年金や国民年金、市町村の認定する身体障害者福祉法の等級とは相当違う分類になっている。ただ、労災保険で年金の制度ができてから少し等級の調整が行われている。

労災保険で治療を受け、休んでいる間は休業補償を受けても、やがてこれ以上治療をしても、体の状態はもう完全には元にもどらないというときがある。たとえば誤って機械に指をはさみ、切断してしまったときには、傷口がなおっても元通りになるわけではない。このときは、その指を失ったという状態が一生続くことになるわけであるから、それ相応

解説書に掲載されているのでここでこの障害等級は、各種の法令集、

受給対象となる障害の程度に該当す

ることが大きな理由になっている。

したがってそれまでの等級でそれの生じるいくつかの障害は等級を変更されている。例えば「神経系統の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの」

という障害は、それまで第八級となっていたのが、年金給付の対象となる七級に改められた。

障害等級決定の仕組み

さて、実際に人間の体にのこる障害は、単純に分類されたものに該当するだけとはいえない。まず第一に、障害が別の部位に二つ以上残るときがある。この場合にはその障害等級の重い方とされる。次に独立した一定以上の障害が二以上あれば、その高い方の等級を次のように繰り上げることになっている。

- ・第十三級以上に該当する障害が二以上あるとき
- ・一級

・第八級以上に該当する障害が二以上あるとき

・二級

・第五級以上に該当する障害が二以上あるとき

・三級

たとえば、せき柱に運動障害を残し（第八級）、かつ一下肢を四センチメートル短縮した（第十級）場合には、十三級以上の障害が二以上ということで重い方の等級の八級を一級繰り上げて七級に該当することになる。

ただし、同一の原因による障害が

二つの場合はこの繰り上げにはならない。たとえば一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの（第八級）で、その関節に頑固な神経症状を残すもの（第十二級）であれば、繰り上がるのではなく、重い方の第八級に該当することになる。

次に、もともと障害があつたところに、労災によって新たな障害が加わるという場合がある。この場合の決定の原則は、まず両方の障害等級

を決めて、現在の障害等級の額から古い障害等級の額を差し引いた額が支給されることになる。しかし、これには例外がある。手、足の指や眼球、耳などのように両側にあって一

対となっている相対性器官については、新しい障害をそれだけで評価するほうが労働者に有利な場合は、差額ではなく有利な方で補償される。たとえば、もともと示指を亡くしていた（第十級）人が、新たに同じ手の薬指を亡くした（第十一級）場合に現存する障害は第九級となる。これまで年金額を計算すると、九級の三九一日分から十級の三〇二日分を差し引くとたつた八九日分となってしまう。そうすると新たな障害の第十一級のみが生じたときの一三三日よりも少なくなってしまうので、一二三日分の年金が支給されることになつ

ている。

さらに、既存の障害が十二級で、新しい障害が七級であつたような場

合には年金から一時金の額をどう引くかということになる。この場合は、一律に既存の障害の一時金の日数を二五という数字で割り、その日数を年金の日数から引くということにされている。

残った障害が障害等級表のどれにも該当しないが、程度が重いという場合は、障害を評価して等級表に準じた等級で補償されることになる。

障害認定で注意すべき事項

障害等級の決定は、「障害補償給付支給請求書」（様式第十号）といふB五判の用紙に必要事項を記載して、所轄の労働基準監督署に申請することによって行う。この用紙は、裏面が診断書の様式になっていて、怪我や病気が治った、あるいは症状が固定した時期に主治医に記入してもらいうようになっている。

ここで問題になるのは、はたして

主治医が労災保険の障害等級をどの程度理解しているかということである。もちろん医師は、怪我や病気の治療については詳しいのは当然であるが、一つ一つの障害について労災保険法上どのように評価するかなどということは知らないのが普通だ。たとえば骨折をした指について、機能の障害が明らかであるといつても、関節部分がどの程度曲がるかについて十分に測定していないということもありうる。

また、部位の違う障害が複数あるとき、一方の障害が無視されたものになることもあります。例えば腕の機能の障害があるとともに神経系統の障害もあるというようなとき、腕の機能の主治医である整形外科の医師に診断書を書いてもらいうと、神経系統のほうについては記載がないなどということもある。

もちらん障害補償給付の請求をしたときには、書類のみで判断するの

でなく、労基署の担当者が面接して調査をするので、そういう記載もれがあったときは、新たに診断書の提出を求めたり、医師への照会をしたりして、正確な障害認定となるように配慮されることとなる。しかし、このときにも被災労働者自身がもれなく自分の障害について主張しなければ、結果として低く決定されてしまうこともあるのである。だから障害認定を受ける際には、十分に自分の障害について、医師や労基署の担当者に伝えることはもちろん、できれば労働組合や職場の同僚などの協力を求めることが不可欠と言えよう。

とりわけ、公務災害の場合には、原則が書類審査のみとなっているので、この点を十分に注意しないと実際の障害より低い等級のまま一生をすごすなどということになりかねない。

現行障害等級表の問題点

ややこしい障害等級表を見て、そ

るかに細分化された障害等級の評価基準があることを考えれば、そろそろ全面的な見直しを行ってもおかしくない時期であるといえよう。

症でもかかつて治療を受けて、それが治つてからでないと障害補償を受けられないものである。現行障害認定制度の明らかな矛盾といえよう。

の認定のしかたを調べても、どうも納得いかない点も多い。たとえば、右手の障害一つとっても、右利きの人と左利きの人の不自由の度合いは違うだろうし、大工さんにとって致命的ともいえる障害であっても、事務員であればそこまででもない。しかしこのような問題は、民事上の損害賠償の場合には多少斟酌されても、労災保険上は判断の材料とはならない。また、現在の障害等級表は大正

時代の工場法がその源流となつており、工場労働者を想定した基本的な枠組みは変わっていない。したがつて、全般的に手が亡くなるなどの障害に対し神経系統の障害が低めの評価しか受けていないうような問題点も指摘されている。

例えばドイツでは、日本に比べは

しかし、同じように障害が明らかでありながら治療方法がないじん肺については、このような取り決めがない。現行の障害等級でも第十一級の胸腹部臓器に障害を残すものとなるのだが、もともとじん肺そのものを直す治療は現在のところ存在しない。あくまで、じん肺に何かの合併

八月の新聞記事から

八・一

職場のたばこの煙が原因でアトピー性皮膚炎になつたとして、喫煙スペースの設置等分煙を求め、大阪市相手に、九一年八月大阪地裁に提訴した交通局職員が、市と職場環境改善の覚書を交わし、和解。

八・四

ユニチカ宇治工場のレー・ヨン製造過程での二硫化炭素中毒の労働者に業務上認定。

八・六

中国の深セン経済特別区で、化学薬品貯蔵庫とガスタンクが爆発。香港マスク「ミニ」発表では、約七〇人が死亡、二〇〇人が負傷。

八・八 東海道新幹線浜松駅付近で作業車が脱線、作業中のJR社員など五人が重軽傷。

八・八 北海道苫小牧市で停車中のダンプカーに観光バスが追突、運転手とバスガイドが死亡。

複数の会社に雇われトンネル工事に携わった元掘削工がじん肺になつたのは、雇用してすべての企業の責任として、四社に損害賠償責任を求めていた裁判で千葉地裁は、四社賠いた歩く労働者に対し、雇用時期の違う会社の連帯責任を認めめた判決は初めて。

福島県いわき市の東邦亜鉛で硫酸製造施設入院、パイプ交換作業をしていた作業員一三人が死亡。有毒ガス発生か?

八・一二

八・一四

郵政省の新夜勤制度は拘束二時間が無給、支仮眠が取れない等と、郵政産業労働組合六三労基署に是正申告。

八・一四

六日の東海道新幹線での作業車の衝突・脱線事故で、JR東海は運転士らの居眠り、警報装置オフが原因と発表。

佐川急便労組が、会社の労組脱退強要は不当労働行為として、大阪地労委に救済申し立て。同社では人身事故発生の際に労災扱いしないケースも。

八・一七

九一年五月信楽高原鉄道事故で、高原鉄道の常務の乗車中の死亡を、滋賀八日市労基署が業務上認定。社員も少なく、一般従業員並の業務内容だった実態から、会社役員だが認定。

八・一〇

淀川区の片福連絡線の地下工事現場で、溶接作業をしていた溶接工が倒れているのを、別の従業員が発見。司法解剖で死因調査へ。

昨年三月首都高橋朽工事現場で、足場が崩れ作業員九人転落、一人死亡した事故で、現場責任者二人が業務上過失致死の疑いで書類送検。

労働省の「シルバーパートナー」の在り方に関する研究会が、就業範囲の拡大、作業中の事故に備えて団体傷害保険の拡充などが柱となる報告書をまとめる。

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

9月号(通巻222号)93年9月10日発行

(毎月一回10日発行)

関西労災職業病 定期講読について

「関西労災職業病」は、毎月1回の発行で、頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用下さい。労金口座ご利用の場合は、住所、氏名など必要事項を別途電話、葉書等でお知らせ下さい。

◆郵便振替口座 大阪6-315742 ◆大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284

〒540 大阪市中央区森ノ宮中央1丁目10番16号601号室 ☎ 06-943-1527 FAX 06-943-1528

関西労働者安全センター

頒 価	1部 200円
年間定期購読料 (送料込み)	1部 3000円 2部 4800円 3部以上は、1部につき2400円増
会員 購 読 料	当安全センター会員(会費1口1000円)へは、 1部無料配付。2部以上は1部150円増。

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式
会社

国際印刷出版研究所

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号

TEL 06(551)6854 FAX 06(554)5672